

仕様書

1 件名

令和7年度「東京トラベルガイド」の配送業務委託

2 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、訪都旅行者への観光情報提供の一環として、「東京トラベルガイド」の制作・発行を行っている。本事業は「東京トラベルガイド」を正確に仕分けて梱包し、適切に海外へ配送することを目的とする。

3 履行期間

令和7年6月16日から令和7年7月31日まで

4 履行場所

TCVBが指定する場所

5 委託内容

(1) 国内指定倉庫への東京トラベルガイドの集荷

国内指定倉庫住所：〒143-0003 東京都大田区京浜島2丁目6番1号5F

(2) 東京トラベルガイドの言語別部数仕訳、梱包（配送先毎に対応）

(3) 各都市宛てに配送

内容	TCVBの指示に基づき、「東京トラベルガイド」を配送する。
配送予定件数	別紙「令和7年度東京トラベルガイド配送予定件数一覧」のとおり
時期	令和7年6月～令和7年7月

6 各作業に関する留意事項

海外への東京トラベルガイドの梱包・配送業務について十分留意すること。

(1) TCVBからの指示に基づき、指定された言語及び部数を梱包し、保管場所から引き取り、指定先に配送すること。内容物に損害を加えないよう強度を保った包装箱を使用すること。

(2) 海外への配送運賃は以下の区分ごとに設定すること。

配送先区分	備考
アメリカ・カナダ	【1箱】 100部 ・ケースサイズ 33 cm×23.5 cm×高さ 17 cm ・重量 11.5Kg
ヨーロッパ	
アジア・オセアニア	

- (3) 海外への配送方法は原則航空便とする。通関手続き用書類等、本業務実施に必要な書類を作成し、遅滞なく配送を進めること。
- (4) 原則元払いによる配送とする。TCVB からの指示（指示の方法は別途協議する）に基づき、配送伝票を作成のうえ、指定の言語及び部数を梱包し、国内指定倉庫から引き取り、指定の宛先に配送すること。特に、海外配送の場合に発生する関税について、海外の荷受人が立て替えて支払うことのないよう、現地の提携会社と連携すること。また、送付物は無料で配布するものであることを踏まえ、適切な関税となるよう十分留意すること。

7 契約代金の支払い

受託者は、配送業務に係る業務成果に基づき算出した請求書を提出し、TCVB は適正な請求書を受理した日からおおよそ 30 日以内に委託料を受託者に支払うものとする。なお、配送先の不在等により委託者へ集配物が返却された場合も集配送等業務の成果とする。また、国内集荷料、現地での関税や物品税、引き渡しの際の通関手数料、保険料、特殊作業料等については実費精算とする。

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9 秘密の保持

受託者は、第 8 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第 8 により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1.0 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1.1 個人情報の保護等

(1) 「公益財団法人 東京観光財団個人情報取扱要領」(*)を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」(**)に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり第8によりTCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx

本業務委託において取り扱う個人情報は以下を想定している。

- ① 海外の配送先の荷受人氏名/住所/電話番号/メールアドレスなど
- ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスや cookie など) も①と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」(***)及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****に定められた事項を遵守すること。

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx

また、第8によりTCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者 (あるいは今後取得予定である事業者) であることが望ましい。

- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ① TCVB や受託者をはじめとした、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/住所/電話番号/メールアドレスなど
- ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスや cookie など) も①と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1.2 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条の

ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

1.3 その他

- (1) 本契約の履行に関する情報等について TCVB から貸与された場合、契約終了後は速やかに返却すること。
- (2) 本契約の履行に関する情報及び書類等資料は、本契約の履行目的以外に使用してはならない。
- (3) 本契約の履行に際して疑義が生じた場合は、事前に TCVB と協議を行うこと。
- (4) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (5) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては TCVB と協議のもと進めること。

担当：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電話：03-5579-2683
